

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、
高齢者支援課、振興課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部
を改正する省令」の公布等について

計4枚（本紙を除く）

Vol.679

平成30年9月28日

厚生労働省老健局

総務課認知症施策推進室、

高齢者支援課、振興課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3979)

FAX：03-3503-7894

老 発 0928 第 2 号
平成 30 年 9 月 28 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 119 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布、施行することとしています。

改正省令の内容及び改正省令に関連する文書の取扱いについては、下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

第一 改正省令の概要

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 80 号。以下「一部改正省令」という。）の一部改正

- ・ 指定申請の際の申請項目として「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を求めることとする改正を行う。
（訪問介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具販売、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問看護介護を除く各サービス）
- ・ なお、平成 30 年 10 月 1 日の一部改正省令の施行に伴い、介護保険サービスの指定等につき、指定申請に係る文書等から以下の 1～5 の項目を削除することとしている。
 - 1 申請者又は開設者の定款、寄附行為等
（全サービス）
 - 2 事業所の管理者の経歴
（（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び居宅介護支援事業を除く各サービス）
 - 3 役員の氏名、生年月日及び住所
（全サービス）
 - 4 当該申請に係る事業に係る資産の状況
（全サービス）
 - 5 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項
（（介護予防）福祉用具販売を除く各サービス）

第二 その他の事項について

指定申請に係る文書については、「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」（平成 30 年 9 月 28 日付事務連絡）において参照様式をお示ししているため、こうしたものも活用したうえで、手続きの簡略化及び文書の削減に努めていただきたい。

以上

○厚生労働省令第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 松山 政司

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十三条第一項

中 〔十七〕 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。以下この章及び第百四十条十八）（略）

の四十五において同じ。）の氏名及びその登録番号

を〔十七〕・十八

（略）に改め、同欄の介護保険

法施行規則第百三十一条の五第一項中

〔十七〕 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

を〔十七〕・十八

（略）

十八）（略）に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の六第一項中

〔十七〕 介護支援専門員

を〔十七〕・十八

（略）

の氏名及びその登録番号

を〔十七〕・十八

（略）に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条

の七第一項中

〔十六〕 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

を〔十六〕・十七

（略）に改め、同

欄の介護保険法施行規則第百三十一条の八第一項中

〔十九〕 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

を〔十九〕・二十

を〔十九〕・二十（略）に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の八の二第一項中

〔十八〕

介護支援専門員の氏名及びその登録番号

を〔十八〕・十九

（略）に改め、同欄の介護保険法施行規

則第百三十二条第一項中

〔十六〕 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

を〔十六〕・十七

に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十四条第一項中

〔十八〕 介護支援専門員の氏名及びその登

録番号

を〔十八〕・十九（略）に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十六条第一項中

〔十九〕

二十

介護支援専門員の氏名及びその登録番号
〔略〕を「十九・二十」〔略〕に改め、同欄の介護保険法施行規則
第三百三十八条第一項中「十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
二十」〔略〕を「十九・二十」〔略〕

に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の十二第一項中「十七 介護支援専門員の氏名及びそ
の登録番号」を「十七・十八」〔略〕に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の二十五第一項
中「十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十七・十八」〔略〕に改め、同欄の介護保
險法施行規則第四百十条の二十六第一項中「十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十
七・十八」〔略〕に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の三十二第一項中「十六 介護支援
専門員の氏名及びその登録番号」を「十六・十七」〔略〕に改め、同表改正後欄の介護保険法施行規
則第二百二十三条第一項中「削る」を「十四・十五」〔略〕に改め、同欄の介護保険法施行規則
第三百三十一條第一項第十号中「及び第十二号」を「第十二号及び第十四号」に改め、同欄の介護保
險法施行規則第三百三十一條の五第一項中「削る」を「十四・十五」〔略〕に改め、同欄の介護
保険法施行規則第三百三十一條の六第一項中「削る」を「十四・十五」〔略〕に改め、同欄の介
護保険法施行規則第三百三十一條の七第一項中「削る」を「十三・十四」〔略〕に改め、同欄の
介護保険法施行規則第三百三十一條の八第一項中「削る」を「十六・十七」〔略〕に改め、同欄
の介護保険法施行規則第三百三十一條の八の二第一項中「削る」を「十五・十六」〔略〕に改
め、同欄の介護保険法施行規則第三百三十一條の十三第一項第五号中「及び第十二号」を「第十二号
及び第十四号」に改め、同項第六号中「及び第十二号」を「第十二号及び第十四号」に改め、同項
第七号中「及び第十一号」を「第十一号及び第十三号」に改め、同項第八号中「及び第十四号」を
「第十四号及び第十六号」に改め、同項第九号中「及び第十三号」を「第十三号及び第十五号」
に改め、同欄の介護保険法施行規則第三百三十二條第一項中「削る」を「十三・十四」〔略〕に
改め、同欄の介護保険法施行規則第三百三十三條第一項中「及び第八号」を「第八号及び第十三号」
に改め、同欄の介護保険法施行規則第三百三十四條第一項中「削る」を「十五・十六」〔略〕に
改め、同欄の介護保険法施行規則第三百三十五條中「及び第十三号」を「第十三号及び第十五号」に
改め、同欄の介護保険法施行規則第三百三十六條第一項中「削る」を「十六・十七」〔略〕に改

め、同欄の介護保険法施行規則第三百三十七條第一項中「及び第十四号」を「第十四号」に改め、「係
るものを除く。」の下に「及び第十六号」を加え、同欄の介護保険法施行規則第三百三十八條第一項中
「削る」を「十六・十七」〔略〕に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の二の二第一
項中「及び第十四号」を「第十四号」に改め、「係るものを除く。」の下に「及び第十六号」を加え、
同欄の介護保険法施行規則第四百十条の十二第一項中「削る」を「十四・十五」〔略〕に改
め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の二十二第一項第十号中「及び第十二号」を「第十二号
及び第十四号」に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の二十五第一項中「削る」を
「十四・十五」〔略〕に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の二十六第一項中「削る」
を「十四・十五」〔略〕に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の三十第一項第二号中「及び
第十二号」を「第十二号及び第十四号」に改め、同項第三号中「及び第十二号」を「第十二号及
び第十四号」に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の三十二第一項中「削る」を「十
三・十四」〔略〕に改め、同欄の介護保険法施行規則第四百十条の三十七第一項中「及び第八号」を
「第八号及び第十三号」に改める。

第二條の表改正前欄の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百
三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第三百三十八條
第一項中「十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十八・十九」〔略〕に改め、同表改
正後欄の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力
を有するものとされた介護保険法施行規則第三百三十八條第一項中「削る」を「十五・十六」
〔略〕に改め、同欄の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第四百十条中「及び第十一号」を「第十一号
及び第十五号」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。